

令 4 香南市監査委員告示第 1 号

令和 3 年 12 月 24 日付け 03 香南監委発第 30 号、令 3 香南市監査委員告示第 11 号により公表した定期監査結果報告書に基づき、措置を講じた旨の通知が香南市長及び香南市教育長からあったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項及び香南市監査基準第 17 条の規定により、当該通知に係る事項を公表します。

令和 4 年 1 月 25 日

香南市監査委員	岩本 淳
同	有岡 正博
同	馴田 文雄

令和3年度の定期監査（契約・指定管理者関係）の結果に基づき、講じた措置の状況は下記のとおりです。

※原文の内容を変更しない程度に、一部校正しています。

記

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
1 (1) 契約内容について	
ア 中央公民館サンホール舞台照明調光操作卓改修工事 <生涯学習課>	
<p>契約の保証については、当該工事の契約書第4条第1項に「受注者は、契約の締結と同時に保証を付さなければならない」とあるが、契約日より約1ヶ月後の工期期間初日に納付書を発行し、後日、受注者から納付されていることが確認された。</p> <p>契約保証金は、地方自治法施行令第167条の16で、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体と契約を締結する者をして、規則で定める率又は額の契約保証金を納めさせなければならない。」と規定されており、地方自治法第234条の2第2項では、「契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金は、当該普通公共団体に帰属するものとする。」とされている。</p> <p>これは、契約の相手方に義務の履行を促進することを目的としており、契約事項の中でも重要なものである。</p> <p>しかしながら、今回の契約保証金についての事務処理においては、契約書の内容とは異なった不適切な履行となっている。今後は、契約書の内容を遵守し、関係法令に則った適正な契約事務を行われたい。</p>	<p>契約保証金の事務処理につきましては、契約保証金についての理解不足により契約書の内容と異なった不適切な履行となったものです。今後は、契約書の内容の遵守と関係法令に則った適正な契約事務に努めてまいります。</p>
イ 香我美オレンジテニス場投光器修繕工事 <生涯学習課>	
<p>当該工事の契約書においては、民法等法律の改正が令和2年度から施行され、遅延利息</p>	<p>契約書及び検査調書等の書類の間違いにつきましては、契約管理システムを使</p>

<p>の率や損害金利率の改正等がされているにもかかわらず、契約書は改正後の内容となっていないことが確認された。</p> <p>また設計書や工事写真など複数の書類において、工事場所等の記載誤りが確認された。</p> <p>そして、契約伺いの回議書に香南市事務決裁規程で必要とされている住宅管財課長及び企画財政課長の決裁がなく、不適切な事務処理となっている。</p> <p>契約管理システムを使用していれば、契約書及び検査調書等は、改正後の正しい内容で作成できたはずであり、添付書類の明らかな誤りや決裁抜かりについては回議書の決裁をする段階で、課内で指摘ができたのではないかと考える。</p> <p>今後は、契約管理システムを使用するとともに法令を確認し、課内のチェック体制の強化を図り、内容を精査した適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>用していれば発生することがなかったことであることから、令和3年10月の監査講評の後、契約管理システムの使用について課内への徹底を行いました。</p> <p>また、設計書や工事写真等の書類の記載誤り及び香南市事務決裁規程で必要とされている回議書への決裁抜かりにつきましても、担当職員による確認と決裁時における課内での確認の徹底について、職員に周知いたしました。</p>
<p>(ウ) 上水道配水管敷設用地賃借料 <上下水道課></p>	
<p>当該契約は、平成29年に個人と土地賃貸借契約を締結し、毎年定額の賃借料を支払っているものであるが、契約書に記載されている事項において、賃貸借期間や言葉の誤りが複数確認された。</p> <p>そして、契約の相手方が土地登記事項の全部事項証明書に記載されている所有者と異なっているが、契約書には相続人代表として1名の住所氏名の記載と押印があるのみで、相続人であるかどうか確認できる書類が、契約伺いの回議書に添付されていない。</p> <p>また、この全部事項証明書は、契約時のものではなく、令和3年発行のものであるため、契約を結ぶ際の確認書類として使用したものとは言えず、何をもって相続の確認をし、契約を行ったのか不明である。</p>	<p>今後、契約事務における必要書類の作成については、正しい内容の契約書を作成するとともに、契約者として適切であるかを明確にする書類を添付するなど、適正な契約事務を行ってまいります。</p>

<p>今後は、相続人と契約を締結する際には、相続人である事が確認できる書類を添付し、契約者として適切であるかを明確にするとともに正しい内容の契約書を作成し、適正な契約事務を行われたい。</p>	
<p>3 総 括</p>	
<p>令和2年度から改正民法等の施行に伴い、各種契約書標準書式が改正されており、同様に香南市財務規則も検査調書に関する条項と様式番号が改正されている。</p> <p>しかしながら、今回の監査において、契約書及び検査調書が改正前の書式で作成されている事例が散見された。</p> <p>契約の主管課である住宅管財課は、改正内容について職員に周知をするとともに、契約管理システムの説明会や契約に関する研修会を行い、職員への指導を行っているが、今回の監査の結果を見ると、全職員に周知されているとは言いがたい。</p> <p>そして契約に関する文書の保存年限は、香南市文書管理保存規程により10年とされているが、過去の定期監査でも複数年にわたり指摘を行ったにもかかわらず、いまだ3年保存・5年保存となっている文書が見受けられた。</p> <p>中には、契約期間より短い保存年限の契約伺い回議書も存在し、保存年限終了後に文書が破棄された場合には、書類の確認が困難になることから、契約内容と保存年限の整合性を図り、情報公開制度も踏まえた適正な事務処理に努められたい。</p> <p>全体として、契約管理システムを使用せず、以前に作成した書類のデータを一部分のみ修正し、法令等の確認をすることなく、そのまま契約書や検査調書等の書類を作成していると推測されるケースが数多く見受けられた。</p>	<p><総務課></p> <p>令和4年1月11日(火)インフォメーションにて、契約に関する文書の保存年限及び回議書の適切な決裁区分での処理について、職員向けに周知を行いました。</p> <p>また、令和4年2月開催の庁議において、同内容を管理職にも改めて周知する予定です。</p> <p>今後も引き続き、インフォメーションや研修などを通じ、適正な事務処理が行われるように職員への周知を行います。</p> <p><住宅管財課></p> <p>令和2年度の新契約管理システム導入時に操作説明及び契約事務について研修会を実施し、年度末にはシステムへの入力の徹底や支払遅延に対する遅延利息の率の改正について、インフォメーションで周知も行っています。令和3年度は会計課が実施する会計事務ハンドブック説明会における契約事務研修にて、契約管理システムへの入力について注意喚起を行ってきました。</p> <p>また、住宅管財課を経由する回議文書については、システムから出力されていないと見受けられるものについて個別に改善を促しています。</p> <p>契約書式の改正等の周知が徹底されていないというご指摘を受けましたので、</p>

<p>契約書に関しては、損害金利率や遅延利息率の誤りは、該当事案が発生した際には、大きなトラブルになることも考えられることから、契約管理システムを使用し、契約内容に留意して適正に作成されたい。</p> <p>職員は、法令遵守の意識を持ち、研修会に参加するなど自己研鑽に努めるとともに主管課からの事務連絡に注意を払い、根拠法令に基づく適正な契約事務に努められたい。</p> <p>また、契約の主管課である住宅管財課と文書管理の主管課である総務課は、引き続き周知徹底を行い、研修会を開催するなど、より一層の職員の意識向上と事務改善に努めることを望むものである。</p>	<p>今後は、新規採用職員等の研修会に合わせた契約管理システムの操作説明会の定期的な開催に努めるとともに、引き続き庁議・グループウェアにおいて、改正内容の周知及びシステムの使用を促します。</p>
--	--